

平成27年度 地域ケア会議から抽出された課題について

資料3

※【市】市地域包括ケアシステム推進会議 【区】区地域包括ケア推進会議 【在宅】在宅医療・介護部会 【権利】権利擁護部会 【生活】生活支援・介護予防部会
 【圏域・支援】圏域連携会議・高齢者地域支援会議 【団体】課題に該当する団体
 ※【●】課題として市に報告済み 【○】各会議で今後検討(案) 【◎】各会議で検討する課題のうち直近で検討(案)

分類	抽出された課題	市	区	在宅	権利	生活	圏域 支援	該当 団体
連携	専門職と地域との連携, ネットワーク構築(例:お互いへのアプローチ方法や手段がわからない等)	●	◎	○	○	○	○	
	・地域と医療介護関係者	●	◎	○			○	
	・民生委員とケアマネ	●				○	○	
	・法律専門職と他の関係機関(例:医療機関等)		◎		○			
	・ケアマネと包括			○			○	
	民間事業所が地域と関わる際のきっかけづくり	●	○			○	○	
	地域課題と民間事業者ができることとのマッチング		○			○	○	
	各高齢者の課題(ゴミ出し・食事・買い物・草むしりなど)を民間事業者が関わり代行等できないか						○	
	社会福祉法人(特に施設)の地域公益活動の推進				○		○	○
	民間事業者が地域活動を行う際のボランティア保険の取り扱い							
	地域活動に協力的な事業所のモチベーション維持					○	○	
	民間事業者が地域活動を行う際の費用支援	○						
	公民館行事への民間事業所職員の派遣(例:研修講師等)					○	○	
	商店街との関わり方がわからない							
	各地域団体間の協力体制整備					○	○	
包括が公民館を利用し高齢者との接触の機会を持つ						○		
地域活動	地域活動への参加啓発 ・地域活動の参加者固定		○			◎	○	○
	地域活動の担い手不足	●	○			◎	○	○
	公営住宅の高齢化(支援者の担い手不足)	●				○	○	
	自治会, 町内会の加入率低下, 加入率低下による活動予算不足	●				○	○	○
	地域活動の場所の確保 ・空家の活用について	●				○	○	
	コミュニティバスの継続	●				○	○	
	地域関係の希薄化					○	○	
災害時に助け合える体制づくり					○	○		
情報共有	個人情報保護や守秘義務と情報共有との兼ね合い, 基準づくり(例:地域住民と専門機関との情報共有)	●						
	個人情報保護により地域で高齢者の情報を把握することが難しくなっている	●						
	転入した高齢者の情報提供をどこが発信するか							
	民生委員との連携における個人情報の取り扱い	●						
	あんしん情報キットの管理(情報更新)				◎			
救急要請時に詳細な情報(氏名等だけでなくかかりつけ医や既往症など)を確実に把握できる体制づくり				◎				
認知症	認知症高齢者を適切な医療につなげる			◎				
	ボランティア(市民)への認知症に関する知識の習得		○					
	元気なうちから将来について考えておき, 意思決定できなくなってもその意向を尊重した支援ができる仕組みづくり		○	◎				
	成年後見制度の周知, 活用	●			○			
	成年後見市長申立ての積極的な運用	○			○			
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の利用促進(例:包括を受付窓口にする等)				◎				
困難を抱える高齢者	閉じこもり, 支援拒否等の高齢者に対する支援	●	○	○	○	○	○	
	課題を抱える高齢者をいかに相談に結びつけるか		○	○	○	○	○	
	地域から孤立している高齢者の支援	●	○	○	○	○	○	
	身寄りがない(親族の関わりがない)高齢者への支援(例:入院中や退院に向けた支援時等)		◎	○	○	○	○	
	高齢者の同居家族への支援(例:精神疾患・アルコール・薬物依存・ひきこもり等)		○	○	◎			
啓発	地域包括ケアシステムの啓発(市民・専門職)	●	◎	◎	◎	◎	○	○
	消費者被害にかかる啓発				○			
	訪問服薬指導の認知不足			○				○
	訪問看護ステーションの認知不足			○		○		○
医療	早期受診, 早期治療			◎				
	訪問歯科医師の不足			○				○
	訪問服薬指導を要する患者の実態把握不足			○				○
介護予防	気軽に健康づくり(介護予防)に取り組むことができる仕組みや環境づくり	●				◎	○	○
低所得者対策	成年後見制度にかかる低所得者への対応	●						
	・申立費用支援(例:後見相当の本人申立て)	●						
	・成年後見人の報酬支援(請求できていない実態もある)	●						
	低所得者でも利用しやすい介護サービス, 介護施設, 在宅医療等の確保, 充実	●						
その他	介護者に対する支援(介護負担, 介護疲れ, 老老介護, 介護により地域活動に参加できない等)	●		○		○	○	
	介護従事者の人員不足, 人材育成	●						○
	弁護士に気軽に相談できる体制づくり				○			○
	社会福祉士のスキル平準化, 社会福祉士同士の情報交換や場の設定							○
	救急要請の際, 搬送に該当しない場合の対応				○			